

障企自発0327第1号
平成25年3月27日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
（公 印 省 略）

地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について

障害者自立支援法における地域生活支援事業で実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異が明確ではなく、市町村と都道府県の役割分担が明確でないこと、広域的な派遣等について都道府県の関与が明確ではなかったこと等の課題があった。

このため、平成25年4月1日から施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）における地域生活支援事業では、これらの課題を解消する観点から、意思疎通支援の強化を図ることとしている。

特に市町村及び都道府県が行う意思疎通支援を行う者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する主な内容については、下記のとおりとなるので、意思疎通支援を行う者の派遣に係る事業を実施の際は、本通知で示す意思疎通支援事業実施要綱を参考に事業実施を検討されたい。

貴職におかれては御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に対する周知につきご配慮願いたい。

記

1 市町村が実施する意思疎通支援を行う者の派遣について

市町村においては、地域生活支援事業の必須事業として、少なくとも手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業を実施することになる。

事業の実施方法については、地域における事業実施の差異を解消する観点から、別紙1

の区市町村意思疎通支援事業実施要綱を参考に実施するように努められたい。

また、別添では、区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について記載しているので、実施要綱を作成する際の参考にされたい。

2 都道府県が実施する意思疎通支援を行う者の派遣等について

意思疎通支援を行う者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、市町村地域生活支援事業の必須事業であるため、原則、市町村が実施することになる。都道府県では、市町村相互間の連絡調整等を経てもなお、市町村が手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施できない場合等に手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施する必要がある。

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法における地域生活支援事業では、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣」及び「意思疎通支援を行う者（手話通訳者及び要約筆記者）の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」が新たに都道府県地域生活支援事業の必須事業となることから、都道府県意思疎通支援事業実施要綱を別紙2のとおり作成したので、本実施要綱を参考に事業を実施するように努められたい。

また、別添の区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等についても、実施要綱を作成する際に参考となると考えられることから活用されたい。

〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業実施要綱

平成〇〇年〇月〇日

〇〇区市町村長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者（第6条第3項の規定により〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- (4) 前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (5) 意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は〇〇市（区市町村）とする。

（市町村の責務）

第4条 市（区市町村）長はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（事業の委託及び監督等）

第5条 市町村長は、第2条に規定する業務を市町村長が適当と認めた法人（以下「受

託者」という。)に全部又は一部を委託することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による市町村長の監督を受け、市町村長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 ○○市(区市町村)意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○市(区市町村)意思疎通支援者登録申請書(様式例第1号)に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市(区市町村)長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者
- (2) ○○県(都道府県)手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者
- (4) ○○県(都道府県)要約筆記者登録試験の合格者
- (5) 前号で規定するものと同等と認められる者

- 2 市(区市町村)長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市(区市町村)意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(様式例第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市(区市町村)長は、前項の規定により○○市(区市町村)意思疎通支援者として決定したときは、○○市(区市町村)意思疎通支援者登録台帳(様式例第3号)に登録するものとする。

(意思疎通支援者証)

第7条 市(区市町村)長は、意思疎通支援者に○○市(区市町村)意思疎通支援者証(様式例第4号。以下「意思疎通支援者証」という。)を交付するものとする。ただし、○○県(都道府県)意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、○年とする。
- 3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに○○市(区市町村)意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式例第5号)を、市(区市

町村) 長に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに〇〇市(区市町村) 意思疎通支援者登録事項変更届(様式例第6号)を、市(区市町村)長に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市(区市町村)長に返還しなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣の対象者等)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、〇〇市(区市町村)内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市(区市町村)長は、他の市(区市町村)長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市(区市町村)の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市(区市町村)長は、〇〇市(区市町村)内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする〇〇市(区市町村)外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣の内容等)

第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

(1) 市(区市町村)長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容

(2) 市(区市町村)長が、公共の福祉に反すると認める内容

(派遣の区域及び時間)

第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、〇〇県(都道府県)内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市(区市町村)長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を〇〇県(都道府県)外に派遣することができるものとする。ただし、市(区市町村)長は、当該派遣先が遠隔地等の

理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

- 3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

(派遣の申請)

第 12 条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 9 条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
 - (2) 聴覚障害者等で構成する団体
 - (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体
 - (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認めるもの
- 2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の〇日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書（様式例第 7 号。以下「派遣申請書」という。）により、市（区市町村）長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第 13 条 市（区市町村）長は、前条第 2 項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第 8 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第 9 号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第 14 条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第 15 条 市（区市町村）長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎

通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第 16 条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（様式例第 10 号。以下「業務報告書」という。）を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

第 17 条 市（区市町村）長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、第 11 条第 2 項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第 18 条 市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第 19 条 市（区市町村）長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(運営委員会)

第 20 条 市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認める者

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市（区市町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

別表（第17条関係）			
項目	基準	金額	
報酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	1時間まで	〇〇円
		1時間を越えた場合、30分毎	〇〇円
手当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後〇時から翌日の午前〇時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合	報酬総額に100分の〇〇を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）	報酬総額に100分の〇〇を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合）		〇時間につき〇〇円
交通費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1kmにつき〇〇円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合		タクシー料金

様式例第1号（第6条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

（宛先）〇〇市（区市町村）長

氏名

印

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者実施要綱第5条の規定により、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所			
電話番号	() —		
FAX 又は E-mail			
業務内容	手話通訳者・要約筆記者（手書き・パソコン）		
（都道府県）登録の有無	有 ((都道府県)登録番号等)	無	
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴			
その他特記事項			

（注1）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

（注2）その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

様式例第2号（第6条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇市（町村）長

印

年 月 日付けで申請のあった〇〇市（区市町村）手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録した・登録できませんでした）ので通知します。

記

- 1 〇〇市（区市町村）意思疎通支援者として認定します。
 - （1）手話通訳者
 - （2）要約筆記者
- 2 〇〇市（区市町村）意思疎通支援者の認定について却下します。
 - （1）手話通訳者
 - （2）要約筆記者

（却下の理由）

様式例第3号（第6条関係）

写 真	〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳		
	登録番号	〇〇市（区市町村）第 号	
	登録年月日	年 月 日	
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所			
電話番号	（ ） —		
FAX 又は E-mail			
業務内容	手話通訳者 ・ 要約筆記者（手書き・パソコン）		
（都道府県）登録の有無	有（（都道府県）登録番号等）		無
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者の経験歴			
その他特記事項			

様式例第4号（第7条関係）

（表）

90mm

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証
（手話通訳者・要約筆記者）

写 真	〇〇市（区市町村）第	号
	住所	
	氏名	
	年	月

〇〇市（区市町村）長 印

有効期限 年 月 日

55mm

（裏）

注 意

- 1 通訳活動の際は、この証を携帯すること。
- 2 この証を譲与又は貸与してはならない。
- 3 記載事項に変更を生じたとき又は手話通訳者を辞退した場合には、返納すること。
- 4 提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

様式例第5号（第7条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

（宛先）〇〇市（区市町村）長

氏名

印

先に交付された〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。

なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	() —
紛失等の別	紛失・盗難・毀損
発生日時	年 月 日 時 分
発生時の状況	
備 考	

様式例第6号（第7条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

（宛先）〇〇市（区市町村）長

氏名

印

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

様式例第7号（第12条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

（宛先）〇〇 長

住所 _____
 申請者 氏名 _____
 FAX・電話 () _____

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

通 訊 日 時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
通 訊 場 所 (待合わせ場所)	名 称	
	所 在 地	
	F A X ・ 電 話	
	待合わせ時間	時 分
派 遣 対 象 の 聴覚障害者等		
通 訊 内 容		
そ の 他		

様式例第8号（第13条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇 長 印

先に申し込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

〔理由： 〕

記

意思疎通支援者氏名	
派遣日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
派遣場所 （待合わせ場所）	名 称
	所在地
	F A X ・ 電 話
	待合わせ時間 時 分
派遣対象の 聴覚障害者等	
派遣内容	
その他	

様式例第9号（第13条関係）

〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書

年 月 日

様

〇〇 長 印

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申請者	氏 名	
	F A X ・ 電 話	
派遣日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
派遣場所 (待合わせ場所)	名 称	
	所 在 地	
	F A X ・ 電 話	
	待合わせ時間	時 分
派遣対象の 聴覚障害者等		
派遣内容		
その他		

様式例第10号（第16条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年 月 日

（宛先）〇〇

長

意思疎通支援者氏名

⑨

次のとおり報告（・請求）します。

申請者			
派遣日時	年 月 日 ()	(待合) (終了) 計	時 分から 時 分まで 時間 分
派遣場所			
派遣内容			
報酬等の 請求額	報酬	申請者との待合わせ時間から1時間まで 1時間を超えた場合に30分毎に〇〇円	〇〇円 円
	手当	夜間手当（午後10時から翌日午前5時までの間に、申請者との待合わせ時間又は終了時間が含まれる場合） 報酬総額 円×〇〇/100= 遠距離手当（自宅から手話通訳の実施場所までの移動時間が1時間を超える場合） 〇時間につき〇〇円	円
	交通費	実費 (~) (~)	円
		タクシー料金(夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合(領収書添付))	円
	合計		円

業務上の問題点・状況・意見等は裏面に記入すること。

(裏)

業務上の問題点・状況・意見等

〇〇県（都道府県）意思疎通支援事業実施要綱

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇部長・局長決済

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇県意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」及び同イに規定する「要約筆記者」であって、「手話通訳者」は第5条第1項の規定により、「要約筆記者」は同条第2項の規定により知事が登録したものをいう。以下同じ。）を派遣する業務のうち、〇〇県内市町村の意思疎通支援者を派遣する事業（以下「市町村派遣事業」という。）の実施に際し、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など当該市町村では派遣できない場合等につき意思疎通支援者を派遣する業務
- (2) 市町村派遣事業に係る市町村（都道府県）相互間の連絡調整等広域的な対応を行う業務
- (3) 前2号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (4) 市町村派遣事業の実施に際し、市町村域を越える派遣を実施した場合において、派遣希望地の派遣費用が当該派遣元の費用を上回る場合で、市町村が負担できない場合に、その差額を負担する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は〇〇県とする。

(都道府県の責務)

第4条 知事はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(事業の委託及び監督等)

第5条 知事は、第2条に規定する業務を知事が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

2 知事は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による知事の監督を受け、知事から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 〇〇県（都道府県）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録申請書（様式例第1号）に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、知事に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

(2) 〇〇県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前2号で規定するものと同等と認められる者

(4) 〇〇県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

(5) 前号で規定するものと同等と認められる者

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第2号）により、当該申請者

に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により〇〇県（都道府県）意思疎通支援者として決定したときは、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録台帳（様式例第3号）に登録するものとする。

（意思疎通支援者証）

第7条 知事は、意思疎通支援者に〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証（様式例第4号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。

- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、〇年とする。
- 3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第5号）を、知事に提出しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第6号）を、知事に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を知事に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（派遣対象事項）

第9条 知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者等又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに意思疎通支援者を派遣する。

- (1) 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者等

の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町村から聴覚障害者等の参加が見込まれるものをいう。)

(2) 市町村派遣事業での対応が困難であると認められるもの、又はこの事業での実施が望ましいと判断されるもの

(3) その他知事が特に必要と認める場合

(派遣対象地域)

第10条 意思疎通支援者の派遣対象地域は、原則として県内とする。ただし、県内在住の聴覚障害者等が、県外での活動に際し意思疎通支援者を必要とし、市町村より広域的な派遣の調整を依頼された場合で市町村での対応が困難であると認められる場合、知事は、当該派遣先の属する都道府県又は聴覚障害者情報提供施設等の協力により、当該都道府県等に登録している意思疎通支援者の派遣を行うものとする。

(広域的な派遣の調整等)

第11条 知事は管内の市町村長より広域的な派遣についての調整の依頼を受けた時は、派遣先が県外の場合、派遣先の都道府県知事又は市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。この場合、派遣に係る費用が派遣依頼元の市町村の基準額を超えかつ市町村において負担が困難な場合においては、基準額を超過する額を都道府県において負担するものとする。

なお、県内の市町村相互間の派遣については、派遣が円滑に行われるよう連携体制の整備を行うものとする。

2 他の都道府県知事又は他の都道府県管内の市町村長より、管内市町村内への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在する市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。

なお、当該市町村で派遣が困難な場合は、近隣の市町村長への派遣依頼又は都道府県による派遣を行うよう努めるものとする。

(派遣の申請)

第12条 意思疎通支援者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣申請書」（様式例第7号。以下「申請書」という。）により、できる限り早期（原則として、派遣を希望する期日の1週間前まで）に、知事に対し、派遣の申請をするものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

なお、意思疎通支援者の派遣を希望する者が市町村に提出した「〇〇市意思疎通支援者派遣申請書」をもって「〇〇県意思疎通支援者派遣申請書」に代えることができる。この場合、〇〇市町村長は〇〇都道府県知事に派遣を申請する旨を付記するものとする。

(派遣の決定)

第 13 条 知事は、前条の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第 8 号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇県（都道府県）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第 9 号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第 14 条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(連絡調整業務等担当者の設置)

第 15 条 知事は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整業務等を行う者を置くことができる。

(意思疎通支援者の派遣及び報告)

第 16 条 意思疎通支援者は、知事の依頼に基づき、意思疎通支援業務を行う。この場合、申請者その他関係者と連絡調整を行う等、適切な意思疎通支援業務の実現に努めるものとする。

2 意思疎通支援者は、前項の規定に基づく意思疎通支援業務の終了後、速やかに「〇〇県（都道府県）意思疎通支援派遣業務報告書（兼報酬等請求書）」（様式例第 10 号。以下「業務報告書」という。）を作成し、知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

(報酬等)

第 17 条 知事は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したと

きは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に対し支払うものとする。

(意思疎通支援者の研修)

第 18 条 知事は、意思疎通支援者に対して、意思疎通支援者としての資質の向上、研鑽を深めるため、研修を実施する。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第 19 条 知事は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(関係機関との連携)

第 20 条 知事は、この事業の実施にあたり、円滑な事業実施を期し、関係団体等と密接に連携を保つため、聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等の関係者で構成する運営委員会を設置し、この事業の効果的な推進を図るものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から適用する。

別表（第17条関係）

項目	基準		金額
報酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	1時間まで	〇〇円
		1時間を超えた場合、30分毎	〇〇円
手当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後〇時から翌日の午前〇時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合	報酬総額に100分の〇〇を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）	報酬総額に100分の〇〇を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合）		〇時間につき〇〇円
交通費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1kmにつき〇〇円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合		タクシー料金

様式例第1号（第6条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

（宛先）〇〇県知事

氏名

㊟

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者実施要綱第6条の規定により、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所			
電話番号	() —		
FAX 又は E-mail			
業務内容	手話通訳者 ・ 要約筆記者（手書き・パソコン）		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴			
その他特記事項			

（注1）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

（注2）その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

様式例第2号（第6条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇県知事

印

年 月 日付けで申請のあった〇〇県（都道府県）手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録した・登録できませんでした）ので通知します。

記

- 1 〇〇県（都道府県）意思疎通支援者として登録します。
 - （1）手話通訳者
 - （2）要約筆記者
- 2 〇〇県（都道府県）意思疎通支援者の登録について却下します。
 - （1）手話通訳者
 - （2）要約筆記者

（却下の理由）

様式例第3号（第6条関係）

写 真	〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録台帳		
	登録番号	〇〇県（都道府県）第 号	
	登録年月日	年 月 日	
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所			
電話番号	() —		
FAX 又は E-mail			
業務内容	手話通訳者 ・ 要約筆記者（手書き・パソコン）		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者の経験歴			
その他特記事項			

様式例第4号（第7条関係）

（表）

90mm

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証
（手話通訳者・要約筆記者）

写 真	〇〇県（都道府県）第	号	
	住所		
	氏名		
	年	月	日生
	〇〇県知事	印	
有効期限	年	月	日

55mm

（裏）

注 意

- 1 通訳活動の際は、この証を携帯すること。
- 2 この証を譲与又は貸与してはならない。
- 3 記載事項に変更を生じたとき又は手話通訳者を辞退した場合には、返納すること。
- 4 提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

様式例第5号（第7条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

（宛先） 〇〇県知事

氏名

印

先に交付された〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。

なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	() —
紛失等の別	紛失・盗難・毀損
発生日時	年 月 日 時 分
発生時の状況	
備 考	

様式例第6号（第7条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

（宛先） 〇〇県知事

氏名

印

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

様式例第7号（第12条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

（宛先）〇〇県知事

住所 _____
 申請者 氏名 _____
 FAX・電話 () _____

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣事業実施要領第12条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

通 訊 日 時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
通 訊 場 所 (待合わせ場所)	名 称	
	所 在 地	
	F A X ・ 電 話	
	待 合 せ 時 間	時 分
派 遣 対 象 の 聴覚障害者等		
通 訊 内 容		
そ の 他		

(注) 障害者団体等からの申請も考えられることから、その場合はこの様式の「住所」を「所在地」、「氏名」を「名称」、「派遣対象の聴覚障害者等については人数を記載させる」とするなど適宜加工の上、使用する。

様式例第8号（第13条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇県知事

印

先に申し込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

〔理由： 〕

記

意思疎通支援者氏名			
派遣日時	年 月 日 ()	時 分から	時 分まで
派遣場所 (待合わせ場所)	名 称		
	所在地		
	FAX・電話		
	待合わせ時間	時	分
派遣対象の 聴覚障害者等			
派遣内容			
その他			

様式例第9号（第13条関係）

〇〇県（都道府県）手話通訳・要約筆記依頼書

年 月 日

様

〇〇県知事

印

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申請者	氏 名	
	F A X ・ 電 話	
派遣日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
派遣場所 (待合わせ場所)	名 称	
	所 在 地	
	F A X ・ 電 話	
	待合わせ時間	時 分
派遣対象の 聴覚障害者等		
派遣内容		
その他		

様式例第10号（第16条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年 月 日

（宛先） 〇〇県知事

意思疎通支援者氏名

⑩

次のとおり報告（・請求）します。

申請者			
派遣日時	年 月 日 ()	(待合) 時 分から (終了) 時 分まで 計 時間 分	
派遣場所			
派遣内容			
報酬等の請求額	報酬	申請者との待合わせ時間から1時間まで 1時間を超えた場合に30分毎に〇〇円	〇〇円 円
	手当	夜間手当(午後10時から翌日午前5時までの間に、申請者との待合わせ時間又は終了時間が含まれる場合) 報酬総額 円×〇〇/100= 遠距離手当(自宅から手話通訳の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合) 〇時間につき〇〇円	円
	交通費	実費 (~) (~)	円
		タクシー料金(夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合(領収書添付))	円
	合計		円

業務上の問題点・状況・意見等は裏面に記入すること。

(裏)

業務上の問題点・状況・意見等

〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業を実施する根拠及び目的を定めるものであって、この要綱全般を通じての解釈及び運用に当たっての指針となるものである。

【説 明】

- 1 障害者基本法第22条第1項では、地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならないと規定している。

※障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号では、市町村の地域生活支援事業として、聴

覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等に、意思疎通支援を行う者の派遣を行うことを規定している。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

（市町村の地域生活支援事業）

第 7 7 条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(6) 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 65 条の 9 の 3 において、市町村は、「意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと」とされている。

4 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で、「意思疎通支援事業」は、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする」もので、事業内容は「手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する」と規定されている。

5 この要綱において「聴覚障害者等」とは、「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等」と規定している。

6 この要綱において「意思疎通支援者」とは、「聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するため」に派遣される手話通訳者と要約筆記者と規定している。

また、「手話通訳者」は、地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」とし、又「要約筆記者」は同イに規定する「要約筆記者」としている。

7 この要綱は、「意思疎通支援事業」として、特に手話通訳者と要約筆記者の派遣に係るガイドラインを示すものである。

8 ○○市（区市町村）意思疎通支援事業は、聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とするものである。

【参 考】

障害者基本法第3条第3号で、「手話」は「言語」と規定している。手話通訳、要約筆記は、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を図るための手段である。

※障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(事業の内容等)

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者（第6条第3項の規定により〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- (4) 前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (5) 意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援事業の業務内容を規定するものである。

【説 明】

- 1 第1号に規定する「意思疎通支援者の登録に関する業務」は、第6条（意思疎通支援者の登録）、第7条（意思疎通支援者証）などの業務である。
- 2 第2号及び第3号では、この要綱における「意思疎通支援者」について定義し、「意思疎通支援者」とは、第6条の規定により、市（区市町村）長に意思疎通支援者として申請し、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者としている。
- 3 第2号及び第3号に規定する「意思疎通支援者の派遣に関する業務」は、第12条（派遣の申請）、第13条（派遣の決定）、第17条（派遣の報酬等）などの業務である。
- 4 第4号に規定する「連絡調整業務等担当者の設置」は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整に関する業務以外に、聴覚障害当事者等の課題を把握し、日常生活支援や社会参加支援を行うことも重要な業務であることから、手話通訳者又は要約筆記者の設置が望ましい。
- 5 第6号に規定する「事業の実施に必要と認められる業務」には、第18条（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）、第19条（頸肩腕健康診断）、第20条（運営委員会）などの業務が含まれる。

(事業の委託及び監督等)

第5条 市町村長は、第2条に規定する業務を市町村長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

2 市町村長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による市町村長の監督を受け、市町村長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

【趣旨】

本条は、事業を委託した場合及び受託者に対する監督等の規定を設けるものである。

【説明】

1 第2条に規定する意思疎通支援事業のうち、第1号（意思疎通支援者の登録に関する業務）は〇〇市町村が実施するものとする。

2 第2条に規定する意思疎通支援事業のうち、第2号（手話通訳者の派遣に関する業務）、第3号（要約筆記者の派遣に関する業務）、第6号（その他事業の実施に必要と認められる業務）を市町村長が適当と認める法人に全部又は一部を委託することができる。

3 業務を委託する場合は、市町村長は、事業の実施状況等について、報告を求めることができるものとする。詳細については、「業務委託契約書」で定めるものとする。

【参考】

1 委託先となる法人には〇〇市町村や〇〇都道府県の社会福祉協議会、聴覚障害者協会、手話通訳者派遣センター、聴覚障害者情報提供施設等がある。

委託先には、市町村域内の派遣を行う団体と都道府県域内の派遣を行うことができる団体それぞれに委託することが望ましい。

2 事業の委託及び監督等の規定の参考例としては以下の規定が考えられる。

① 2つの法人に委託する場合

市町村長は、第2条第2号及び第4号の一部の業務を社会福祉法人〇〇市町村社会福祉協議会に、並びに第2条第3号及び第4号の一部の業務を社会福祉法人〇〇市町村聴覚障害者協会に委託するものとする。この場合において、市町村長は、事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

② 一部の業務を委託する場合

市町村長は、第2条第3号及び第4号の一部の業務を社会福祉法人〇〇市町村聴覚障害者協会に委託するものとする。この場合において、市町村長は、事業の実施状況等について、報告を求めることができるものとする。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 ○○市（区市町村）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書（様式例第1号）に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市（区市町村）長に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

(2) ○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前2号で規定するものと同等と認められる者

(4) ○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

(5) 前号で規定するものと同等と認められる者

2 市（区市町村）長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市（区市町村）長は、前項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者として決定したときは、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式例第3号）に登録するものとする。

【趣 旨】

本条は、手話通訳者又は要約筆記者の登録について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

1 意思疎通支援者の登録は市（区市町村）長が行うので、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書は市（区市町村）長に申請する。

2 手話通訳者の資格要件は次のとおりとする。

・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

・○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

・指定都市又は中核市手話通訳者登録試験の合格者

・上記の者と同等と認められる者

3 要約筆記者の資格要件は次のとおりとする。

・○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

・指定都市又は中核市手話通訳者登録試験の合格者

・上記の者と同等と認められる者

- 4 意思疎通支援者は、市（区市町村）長が審査の上、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録するものとする。
- 5 第1号に規定する「手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）」とは、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき手話通訳技能について審査・証明事業を行う法人として、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験である。
- 6 第2号に規定する「〇〇県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者」の場合に添付する書類は、別に定める〇〇市（区市町村）手話通訳者登録試験実施要領に規定する〇〇市（区市町村）手話通訳者登録試験合格者証とする。
- 7 第3号に規定する「同等と認められる者」とは、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者として手話通訳士や当該都道府県の手話通訳者として登録を受けたものではないが、他の都道府県又は区市町村で手話通訳者として活動していた社会福祉法人全国手話研修センターが主催する手話通訳者全国统一試験の合格者などである。活動履歴などから、同等と認められない場合は、本号第2号に規定する登録試験の合格者となる必要がある。

なお、第5号の取扱いも同様の考え方に基づくものとし、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会と特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会が主催する全国統一要約筆記者認定試験などがこれにあたる。
- 8 第3号及び第5号に規定する「同等と認められる者」の場合に添付する書類は、他の都道府県又は区市町村の意思疎通支援者認定証や活動履歴などである。

《第2項関係》

市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

《第3項関係》

市（区市町村）長は、前項の規定により〇〇市（区市町村）意思疎通支援者と決定したときは、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

【参 考】

- 1 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）では、「意思疎通支援事業」の留意事項に「手話通訳者」、「要約筆記者」には以下のものを含むとしている。

ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」・・・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ) 「手話通訳者」・・・都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

イ 「要約筆記者」

「要約筆記者」・・・都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

- 2 意思疎通支援者の身分や任用については多様な形態があるが、市（区市町村）の職員（正規又は非正規）として任用、雇用する事例もある。また、意思疎通支援者のうち、手話通訳業務のほか、主に手話通訳者、要約筆記者養成業務や手話通訳者又は要約筆記者の派遣業務、聴覚障害者等の生活支援業務に従事することを目的とした調整者（コーディネーター）として任命（雇用）されている事例もある。

(意思疎通支援者証)

- 第7条 市（区市町村）長は、意思疎通支援者に〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証（様式例第4号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。ただし、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。
- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、〇年とする。
 - 3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
 - 4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第5号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。
 - 5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第6号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。
 - 6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の身分を証する意思疎通支援者証の交付、有効期間及び意思疎通支援者証の携帯等、意思疎通支援者証について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証は市（区市町村）長が、意思疎通支援者に交付する。

《第2項関係》

- 1 意思疎通支援者の実働がないまま名簿に記載されることが無いよう、実働があるかどうかを確認する。また、5号又は6号による登録事項の変更や辞退をしないまま放置される場合がある為、意思疎通支援者証の有効期間を規定する。
- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、〇〇市（区市町村）の実情に応じて規定するものとする。

《第3項関係》

意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、意思疎通支援業務を行う対象者等の求めがあるとき等の場合は意思疎通支援者証

を提示しなければならない。

《第4項及び第5項関係》

- 1 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失又は棄損したときや、登録事項に変更があるときには、様式により市（区市町村）長に届け出なければならないことについて規定する。
- 2 市（区市町村）長は、届け出があったときは、内容を確認し、第1項に基づき意思疎通支援者証を交付するものとする。

《第6項関係》

- 1 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならないことについて規定する。

(意思疎通支援者の責務)

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後も適用する。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の責務について規定するものである。

【説 明】

障害者基本法第3条において、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定している。このことを前提としつつ、意思疎通支援者は意思疎通支援業務に従事することが必要である。

《第1項関係》

意思疎通支援者が守らなければならない事項を規定するものである。

- ① 「事業を通じて知り得た情報」には、意思疎通支援業務の実施にあたり、市（区市町村）長から提供された情報、対象となる聴覚障害者等や申請者から提供された情報、意思疎通支援業務の実施中に知りえた個人情報などである。
- ② 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を円滑に実施するため、手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めることが大切である。

《第2項関係》

「事業を通じて知り得た個人及び団体の秘密を守ること」は、意思疎通支援者を辞した後も守らなければならないものとする。

【参 考】

市（区市町村）長は、手話通訳者の研修において、手話通訳士倫理綱領（平成9年5月4日付け一般社団法人日本手話通訳士協会制定）を参考に配布し、適正に手話通訳業務を実施するよう努めることを指導することが大切である。

手話通訳士倫理綱領

(平成9年5月4日付一般社団法人日本手話通訳士協会制定)

日本手話通訳士協会

私たち手話通訳士は、聴覚障害者の社会参加を拒む障壁が解消され、聴覚障害者の社会への完全参加と平等が実現されることを願っている。このことは私たちを含めたすべての人々の自己実現につながるものである。

私たち手話通訳士は、以上の認識にたつて、社会的に正当に評価されるべき専門職として、互いに共同し、広く社会の人々と協同する立場から、ここに倫理綱領を定める。

- 1 手話通訳士は、すべての人々の基本的人権を尊重し、これを擁護する。
- 2 手話通訳士は、専門的な技術と知識を駆使して、聴覚障害者が社会のあらゆる場面で主体的に参加できるように努める。
- 3 手話通訳士は、良好な状態で業務が行えることを求め、所属する機関や団体の責任者に本綱領の遵守と理解を促し、業務の改善・向上に努める。
- 4 手話通訳士は、職務上知りえた聴覚障害者及び関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供しない。
- 5 手話通訳士は、その技術と知識の向上に努める。
- 6 手話通訳士は、自らの技術や知識が人権の侵害や反社会的な目的に利用される結果とならないよう、常に検証する。
- 7 手話通訳士は、手話通訳制度の充実・発展及び手話通訳士養成について、その研究・実践に積極的に参加する。

(派遣の対象者等)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、〇〇市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、他の市（区市町村）長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市（区市町村）の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする〇〇市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる聴覚障害者等について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

- 1 第1条において、聴覚障害者等とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等と規定している。
- 2 対象者は、市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

《第2項関係》

- 1 〇〇市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等が、〇〇市（区市町村）内において、意思疎通支援者の派遣を必要とする場合であって、当該聴覚障害者等の居住する市（区市町村）の市（区市町村）長から、意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 2 「他の市（区市町村）長」とは、他の市（区市町村）や都道府県の視聴覚障害者情報提供施設である〇〇県（都道府県）手話通訳者等派遣センター等、意思疎通支援者の派遣を行っているものである。
- 3 この場合の派遣費用は依頼元の区市町村等が負担することになる。

《第3項関係》

- 1 市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等が市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする場合は、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

2 緊急に意思疎通支援者を派遣した場合には、原則、居住地の区市町村が負担するものとし、後日、居住地の区市町村に派遣申請書を提出するなど派遣費用を居住地の区市町村に求めることができる。

【参 考】

対象者と申請者

対象者（第9条）	申請者（第9条・第12条）
〇〇市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者及びその者の家族等 ・聴覚障害者で構成する団体 ・聴覚障害者に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体 ・不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、対象者が参加することを見込む公共機関及び団体等 ・その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの
〇〇市（区市町村）内において、意思疎通支援者の派遣を必要とする〇〇市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該聴覚障害者が居住する市（区市町村）の市（区市町村）長等
〇〇市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする〇〇市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該聴覚障害者及びその者の家族等 ・聴覚障害者に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体 ・その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの

(派遣の内容等)

第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市（区市町村）長が、公共の福祉に反すると認める内容

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる内容等について規定するものである。

【説 明】

- 1 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、「聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」であり、聴覚障害者のコミュニケーションを保障する観点から、派遣の内容については広く扱う必要があるため、合理的な理由もなく派遣範囲を狭めることは好ましくない。
- 2 市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認めるもの、公共の福祉に反すると認めるものは除く。

(派遣の区域及び時間)

第 11 条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、〇〇県（都道府県）内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を〇〇県（都道府県）外に派遣することができるものとする。ただし、市（区市町村）長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる区域及び時間について規定するものである。

【説 明】

《第 1 項関係》

1 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、「〇〇県（都道府県）内」とする。

他の市町村への派遣の方法には、当該市町村の登録者の派遣のほか、都道府県又は複数市町村域の法人への委託による派遣、都道府県又は他市町村への派遣の依頼による派遣がある。

《第 2 項関係》

1 市（区市町村）長が特に意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは意思疎通支援者を〇〇県（都道府県）外に派遣することができるものとする。

2 意思疎通支援者を〇〇県（都道府県）外に派遣する必要がある場合であって、派遣先が遠隔地にあるなどの理由で、〇〇市（区市町村）の意思疎通支援者を派遣できないときは、〇〇県（都道府県）に広域派遣（調整）依頼又は派遣先（用務地）の市町村に派遣を依頼し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

《第 3 項関係》

1 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前 8 時から午後 10 時までを標準として市町村において定めるものとする。

2 対象となる時間は、申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。

3 緊急やむを得ない事由のある場合は、その必要性を判断して、市町村で定める派遣の対象となる時間以外でも、意思疎通支援者を派遣するものとする。このため、夜間でも派遣ができるよう意思疎通支援者の確保及び連絡体制の整備に努める必要がある

こと。

- 4 市町村は、市町村で定める派遣の対象となる時間を過ぎても、必要に応じて意思疎通支援業務を延長して行うものとする。

【参 考】

意思疎通支援者の派遣の対象となる区域及び時間については、〇〇市（区市町村）の実情に応じて、弾力的に対応することが望まれる。この要綱では、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資すること（第1条）、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要な内容に意思疎通支援者を派遣すること（第10条）や公共性を勘案していることから、必要最低限の内容と理解していただきたい。

(派遣の申請)

第 12 条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 9 条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体
- (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体
- (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認めるもの

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の○日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書（様式例第 7 号。以下「派遣申請書」という。）により、市（区市町村）長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の申請者及び申請について規定するものである。

【説 明】

《第 1 項関係》

意思疎通支援者の派遣の申請者は次のものとする。

- ① 市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とその者の家族やヘルパー、支援者等
- ② 市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等で構成される団体
- ③ 市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳や要約筆記を必要とするもの（聴覚障害者等との意思疎通を必要とする機関、個人、団体等）
- ④ 講演会等、不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- ⑤ その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの

《第 2 項関係》

1 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の○日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）前までに、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書により、市（区市町村）長に申請するものとする。

- 2 申請期限（〇日前）については、〇〇市（区市町村）の実情によるものとする。
- 3 緊急又はやむを得ない事由のある場合は、〇日前に限らず、申請できるものとする。
このため、休日・夜間等の緊急時の対応にも対応ができるように連絡体制の整備に努めること。
- 4 緊急又はやむを得ない事由のある場合は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書に依らず口頭、FAX、メール等で申請し、後日申請書を提出することも可能とする。

【参 考】

- 1 土曜日、日曜日、休日及び年末年始等市（区市町村）長の休業日又は、夜間等の休業時間に、緊急に意思疎通支援者の派遣が必要となる場合がある。そのような場合の対応方法として、緊急時の意思疎通支援者派遣の受付及び意思疎通支援者への依頼・調整を障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等に依頼している区市町村もある。
- 2 受付時間等について、次のように第3項以下として規定することも考えられる。
- 3 前項の申請の受付時間は事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合を除き、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、土曜日、日曜日、休日及び年末年始又は受付時間外において、事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合に限り、〇〇市（区市町村）（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）が手話通訳者の派遣についての申請を受付けるものとする。
- 5 〇〇市（区市町村）（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）は、前項の申請を受付したときは、（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）から意思疎通支援者に連絡することとする。

(派遣の決定)

第13条 市(区市町村)長は、前条第2項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、〇〇市(区市町村)意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書(様式例第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市(区市町村)長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇市(区市町村)手話通訳・要約筆記依頼書(様式例第9号)により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

【趣旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の決定及び手話通訳業務又は要約筆記業務の依頼について規定するものである。

【説明】

《第1項関係》

1 市(区市町村)長は、申請書を受理したとき、その内容について、第9条(派遣の対象者)、第10条(派遣の内容等)、第11条(派遣の区域及び時間)の規定等に関して審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定するものとする。

2 市(区市町村)長は、意思疎通支援者の派遣の可否について、〇〇市(区市町村)意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書により、申請者に通知するものとする。

《第2項関係》

1 市(区市町村)長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇市(区市町村)手話通訳・要約筆記依頼書により、当該意思疎通支援者に依頼するものとする。

なお、選考に当たっては、派遣内容に適した者を優先的に選考するよう努めること。

特に、民事事件、刑事事件その他の裁判等に関する内容や医療機関等での複雑な症状の診察、手術的な処置等に関する内容など、専門的知識を有することが必要な場合には、専門的知識を有する意思疎通支援者を派遣することが必要である。

2 緊急又はやむを得ない事由のある場合は、〇〇市(区市町村)手話通訳・要約筆記依頼書に依らず口頭、電話、FAXやメール等で依頼し、後日依頼書を送付することなどの対応も必要である。

(申請者の費用負担)

第 14 条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担について規定するものである。

【説 明】

- 1 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。
これは、意思疎通支援は双方向性（意思疎通支援者は、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するものであるから、聴こえる人たちも手話通訳や要約筆記の利用者であること。）があり、障害者と障害のない人双方にとって有益となる。したがって、その費用を障害者のみに負担させることは妥当ではないため、障害者に負担を求めないとの考え方に基づくものである。
- 2 意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担するものとする。

(派遣の停止等)

第15条 市（区市町村）長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の停止及び派遣に係る費用の負担について規定するものである。

【説 明】

- 1 申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、市（区市町村）長は意思疎通支援者の派遣を停止することができる。
- 2 市（区市町村）長は意思疎通支援者の派遣を停止したとき、申請者に意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第 16 条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（様式例第 10 号。以下「業務報告書」という。）を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣終了後の業務報告について規定するものである。

【説 明】

意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

第 17 条 市（区市町村）長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、第 11 条第 2 項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣に係る報酬等について規定するものである。

【説 明】

《第 1 項関係》

市（区市町村）長は、意思疎通支援者からの業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

《第 2 項関係》

市（区市町村）長は、第 11 条第 2 項ただし書の規定により、〇〇県（都道府県）外に意思疎通支援者を派遣する場合において、〇〇市（区市町村）の意思疎通支援者を派遣できないときであって、派遣先の市（区市町村）又は都道府県に協力を依頼し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣したときは、派遣先の市又は都道府県が規定する報酬等の費用を負担するものとする。その場合において、派遣先の規定する報酬が市（区市町村）より高額であって、市（区市町村）で負担できない場合には、県と協議し差額の負担については、市（区市町村）の存する県（都道府県）に負担を要請することができるものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第 18 条 市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

【趣 旨】

本条は、研修の開催について規定するものである。

【説 明】

市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催や都道府県等の開催する研修会への意思疎通支援者が参加できるように配慮しなければならない。また、研修会参加にかかる諸費用が意思疎通支援者の負担とならないような対応が望ましい。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第19条 市（区市町村）長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断の実施について規定するものである。

【説 明】

市（区市町村）長は、手話通訳業務又は要約筆記業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害およびメンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対して頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

【参 考】

1 頸肩腕障害（けいけんわんしょうがい）

手や腕、肩を酷使する手話通訳や要約筆記を長く続けていると、次第に手、腕、肩の部分に痛みが生じる。症状が進むと個々に症状は違いがあるが、腕が使えなくなり、めまい、立ちくらみ、眼精疲労、精神神経症的な症状等々が発症し、手話通訳や要約筆記が出来なくなってしまう。

頸肩腕障害は長時間にわたる同一姿勢での作業で症状が誘発、悪化するため、職業病的要素をはらんでいる。

予防策としては手話通訳や要約筆記を長時間続けない、適度に休みを取る、上肢への負担の軽減、作業環境の改善、精神的な緊張の緩和などがある。また、健康教育およびストレッチ体操の実施も予防策として重要である。

2 メンタルストレスに起因する疾患等

手話通訳や要約筆記は、高度な注意集中や精神的緊張、対人関係の調整などが求められるため、精神的健康面での不調をきたしやすいことに留意すべきである。

○平成7年9月14日労働省 職場における頸肩腕症候群予防対策（抄）

3 健康管理

頸肩腕症候群は、他覚的な所見よりも、自覚症状が先行することか多いことから、日常の健康状態の把握及び健康診断における問診が特に重要である。

(1) 健康診断等

イ 一般健康診断

頸肩腕症候群予防の観点から、雇入時及び定期的健康診断の際に頸肩腕健康診断問診票を活用する等により、上肢等の各部位に係る既往歴の調査、上肢等の各部位における筋のこり、痛みしびれ等の自覚症状の有無の検査を含めて実施することが望ましい。

ロ 頸肩腕健康診断

イの結果、医師が必要と認める者については、頸肩腕に関する健康診断を実施することが望ましい。

検査項目の選択に当たっては、関連通達に示されている健康診断項目を参考にする。

(2) 健康相談

頸肩腕症候群は、他覚症状よりも自覚症状が先行することから、労働者が健康状態の不調を訴えたときに、随時相談できるような体制を整備することが重要である。

健康相談により、

- ・上肢等の負担が蓄積している労働者の発見
- ・自覚症状段階での適切な措置
- ・頸肩腕症候群についての不安の解消
- ・日常生活上の健康指導

などが期待できる。

(3) 事後措置

健康診断あるいは健康相談の結果、健康保持のために必要があると認めるときは、作業方法の改善、作業時間の短縮、作業環境の整備等必要な措置を講ずる。

(4) 職場体操

作業開始前、作業休止時間及び作業終了後に職場体操を実施する。

4 労働衛生教育等

作業員に対する頸肩腕症候群予防のための労働衛生教育の実施、日常生活を含めた健康保持増進の推進を図る。

○平成10年7月24日厚生省 「「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」
では、以下のとおり手話通訳者派遣事業の留意事項が記載されていた。

[ア] 実施主体は、聴覚障害者、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会等を設置するなどして、本事業の効果的推進を図ること。

[イ] 実施主体は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定

等通訳派遣に係る調整者の設置等について配慮すること。

[ウ] 実施主体は、手話通訳者の資質向上に留意するとともに、健康管理に留意すること。

[エ] 1人の手話通訳者が連続して通訳する時間は、原則として1時間以内とすること。

なお、講演会等の場合は30分以内とすること。

[オ] 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めるとともに、市町村等公的機関からの依頼による聴覚障害者等に関する広報活動、文化活動に協力すること。

[カ] 手話通訳者は、聴覚障害者の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。

- 3 意思疎通支援の派遣人数については、意思疎通支援業務の内容や時間によって、複数の意思疎通支援者を派遣することが必要である。(派遣人数は、内容・規模等により変更すること。)

【例示】

手話通訳者

所要時間	4時間以内(半日)	4時間を超過(1日)
派遣人数	2人(内容により3人)	3人(延べ6人)

要約筆記者

派遣内容	派遣人数	備考
診察、面接、個人面談等	1人	
懇談会、会議	2人	内容により3人
講演会、研修会、会議	3人	4時間を超えると新たに3人を追加する。

(注) この表は、標準的な人数を示すものであり、状況や内容により派遣人数の増員を検討すること。

(運営委員会)

第20条 市(区市町村)長は、〇〇市(区市町村)意思疎通支援事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市(区市町村)長が必要と認める者

【趣 旨】

本条は、事業の効率的な運営を図るための意思疎通支援事業運営委員会について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

市(区市町村)長は、〇〇市(区市町村)意思疎通支援事業運営委員会を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

《第2項関係》

運営委員会は、〇〇市(区市町村)の実情に応じて、第1号から第3号までを参考として委員構成するものとする。

なお、聴覚障害者等の選出に当たっては、障害者団体からの推薦を受けるなど多くの聴覚障害者等の意見が反映できるよう配慮すること。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市（区市町村）長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項を、市（区市町村）長が別に定める旨を規定するものである。

【説 明】

この要綱に定めるもののほか、必要な事項を、市（区市町村）長が別に定めるものがあるが、この要綱に反するものであってはならず、十分な調整を行うことが必要である。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

【趣 旨】

附則は、この要綱の施行日について規定するものである。

別表（第 17 条関係）

項 目	基 準	金 額	
報 酬	申請者との待合わせ 時間から終了時間ま でを基準時間とする。 別途打合せを行った 場合はその時間を加 算する。また、報告書 作成に要した時間を 加算する	1 時間まで 1 時間を超えた場合、 3 0 分毎	〇〇円 〇〇円
	手 当	手話通訳業務又は要 約筆記業務の時間が 午後 1 0 時から翌日 の午前 5 時までの間 に勤務した場合	報酬総額に 1 0 0 分の〇〇 を乗じた額
上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第 37 条（時間外、休日 及び深夜の割増賃金）		報酬総額に 1 0 0 分の〇〇 を乗じた額	
遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約 筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間 を超える場合）		〇時間につき〇〇円	
交 通 費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実 施場所までの往復に要した経費	実費（公共交通機関を利用し た場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、 1 kmにつき〇〇円とする。	
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められ た場合	タクシー料金	

【趣 旨】

別表は、第 17 条の規定により、意思疎通支援者に支払う報酬等について規定するものである。

【説 明】

《報酬関係》

- 1 意思疎通支援者に支払う報酬の対象となる基準時間は、「申請者との待合わせ時間から終了時間まで」とするが、別途打ち合わせを行った場合、また報告書作成を行った時間を含めるものとする。また、自宅等からの待ち合わせ場所までの移動時間については、標準的な時間を勘案して基準時間に加算するなどの配慮を行うこと。
- 2 基準時間1時間までの報酬額は、〇,〇〇〇円とする。
- 3 基準時間1時間を超えた場合の30分毎の報酬額は、〇,〇〇〇円とする。

《手当関係》

- 1 意思疎通支援者に支払う手当として、時間外手当と遠距離手当について規定するものである。
- 2 第11条第3項では、「意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。」と規定している。緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの時間外に意思疎通支援者を派遣しなければならない。その場合に深夜・早朝の割増手当等を加算するものである。
- 3 この要綱で「午後10時から翌日午前5時までの間」（深夜）の場合は、当該時間帯の報酬総額に100分の〇〇を乗じた額を時間外手当として支給するものである。
(参考) 深夜労働 2割5分以上
- 4 報酬の対象となる基準時間は、「申請者との待合わせ時間から終了時間まで」としてしている。意思疎通支援業務の実施場所が自宅から遠距離にある場合の移動時間については、報酬の対象とはなっていない。そのため、自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合は、〇時間に一定の額を遠距離手当として支給するものである。

《交通費関係》

- 1 意思疎通支援者に支払う交通費について規定するものである。
- 2 意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要した経費について、実費を支払うものとし、自家用車を使用した場合は、1kmにつき〇〇円を支払うものとする。
- 3 夜間及び緊急時でタクシーを利用しなければならない場合で、市（区市町村）長が認めときは、意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要したタクシー料金を支払うものとする。